

平成30年5月11日

株式会社山ロフィナンシャルグループ

## 自己資本の構成に関する開示事項（平成30年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	前期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	556,965		528,322	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	110,882		110,765	
2	うち、利益剰余金の額	470,696		442,258	
1c	うち、自己株式の額（△）	22,107		22,702	
26	うち、社外流出予定額（△）	2,506		1,999	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	358		512	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	94,641	-	64,656	16,164
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	120		87	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		760	
	うち、非支配株主持分に関連するものの額	-		760	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	652,086		594,340	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,501	-	5,665	1,416
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	2,927	-	2,657	664
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,574	-	3,007	751
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 167	-	△ 173	△ 43
12	適格引当金不足額	1,614	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	3,410	-	3,021	755
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	31,087	-	16,464	4,116
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	37	9
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	3,325	-	416	104
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		4,614		233	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		52,385		25,666	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（イ）－（ロ）（ハ）		599,700		568,674	
その他Tier1資本に係る基礎項目（三）						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-		-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		-		-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		-		-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		1,408		1,202	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）		1,408		1,202	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		141	-	16	4
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-		1,419	
	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		-		664	
	うち、適格引当金不足額に関するものの額		-		-	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		755	
42	Tier2資本不足額		5,881		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）		6,022		1,436	
その他Tier1資本						
44	その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）		-		-	
Tier1資本						
45	Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）		599,700		568,674	

Tier2資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	367		303	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	51		1,056	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	51		61	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		994	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		10,292	
	うち、その他包括利益累計額に関連するものの額	-		10,292	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	418		11,652	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	6,299	-	494	123
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		5	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額	-		-	
	うち、旧告示における控除項目に該当するものの額	-		5	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	6,299		499	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	-		11,152	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	599,700		579,826	
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	-		5,280	
	うち、退職給付に係る資産に関連するものの額	-		4,116	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	-		382	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの）に関連するものの額	-		751	
	うち、繰延税金資産に関連するものの額	-		-	
	うち、自己保有資本調達手段に関連するものの額	-		29	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,510,203		4,167,017	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	13.29		13.64	

62	連結Tier1 比率（(ト) / (ヲ)）	13.29		13.64	
63	連結総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）	13.29		13.91	
調整項目に係る参考事項（6）					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	60,762		57,847	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	4,269		3,068	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）					
76	一般貸倒引当金の額	51		61	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	366		377	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		994	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	25,674		23,603	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-	